

# 十島村地域防災計画

## 火山災害対策編

<中之島・諏訪之瀬島における火山災害対策編>

# 火山災害対策編

## <中之島における火山災害対策編>

第1節	防災環境 .....	2
第2節	災害予防計画.....	8
第3節	災害応急対策計画.....	20
第4節	災害復旧・復興計画.....	43

## <諏訪之瀬島における火山災害対策編>

第1節	防災環境 .....	49
第2節	災害予防計画.....	54
第3節	災害応急対策計画.....	66
第4節	災害復旧・復興計画.....	88

# 中之島

## 第1節 防災環境

### 第1 火山活動史

本村域内にある中之島は、後期更新世ころから島の南東部で活動を開始した。現在では南東部の火山体は活動を停止し開析が進んでいる。一方、島の北西部の御岳で活発な活動が続いている。記録に残る噴火は1914年の小噴火のみであるが、噴出物の状況から、数千年前には爆発的な噴火を行い、溶岩の流出を繰り返したと推定される。現在も活発な噴気活動が続いており、今後も噴火の可能性がある。

### 第2 社会条件

中之島は、人口は162人、このうち65歳以上の人口が74人(45%)をしめている。集落は村役場支所に近い島西部の海岸沿い(楠木、里村、船倉、寄木)と、中心地から離れて立地した日之出地区がある。

島と鹿児島港間には、村営船「フェリーとしま」(1,389t)が約7時間で連絡している。また、ヘリコプターによって枕崎、鹿屋より約45分で到着する。港湾は、定期船が寄港する中之島港がある。島には村道海岸線、中央線、南廻り線があり、各々の集落を結んでいる。

島内には5軒の宿泊施設があり58名を収容することができる。来島者の多くは釣り客や温泉客等である。

### 第3 火山噴火災害危険区域予測図

#### 1 噴火の場所、規模、様式

中之島では、火山活動についての記録は1,914年の小噴火のみである。そこで、噴出物の分布等を参考にすると、想定される噴火の場所および規模、様式は次のとおりである。

#### 想定噴火

場 所	御岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	溶岩流を伴う大規模な噴火

#### 2 災害要因の検討

中之島で考えられる火山の災害要因は、次のとおりである。

#### 想定される火山災害要因

災 害 要 因	噴 出 岩 塊	降 下 火 砕 物 *	火 砕 流	溶 岩 流	泥 流・土 石 流	火 山 ガ ス *	山 体 崩 壊	津 波
危 険 度	○	◎	○	○	◎	○	◎	○

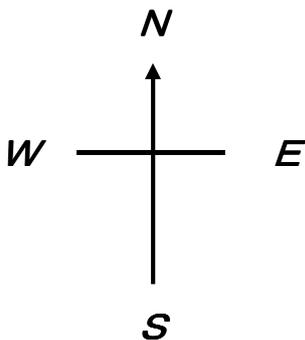
◎:発生の危険が高い ○:発生の危険がある △:発生に注意を要する

\*:気象条件によって影響を受ける

#### 3 火山噴火災害危険区域予測図

中之島において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域は、次のとおりである。

# 中之島火山災害危険区域予測図



凡 例	
×	想定火口
○	噴石岩塊による災害が予想される区域 (火口から2.5km)
↓ (pink hatched area)	火砕流・溶岩が到達する危険のある区域 (集落に影響を及ぼす経路)
↙ (arrow)	泥流・土石流の危険がある溪流 (集落に影響を及ぼす溪流)
— (thick line)	津波危険区域

また、中之島において規模の大きい噴火が発生した場合に想定される被害は次のとおりである。

#### (1) 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約 2.5km の範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。楠木、里村、船倉、日之出(高尾)等の集落に落下する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

#### (2) 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向きによって堆積範囲が大きく変化するため、危険区域を示していないが、中之島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

#### (3) 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が南斜面に流れ出した場合、楠木、里村、船倉、日之出(高尾)等の集落に達する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速 100km を越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

#### (4) 泥流・土石流

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

人家の集中する島西部の集落にも、御岳から流れ下る溪流が数本流れ込んでおり、島の重要部で泥流・土石流の危険が高い。

#### (5) 火山ガス

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

#### (6) 山体崩壊

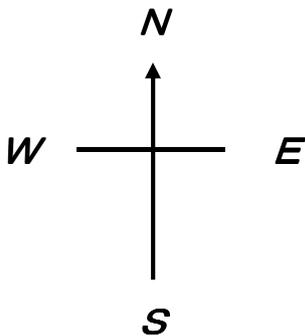
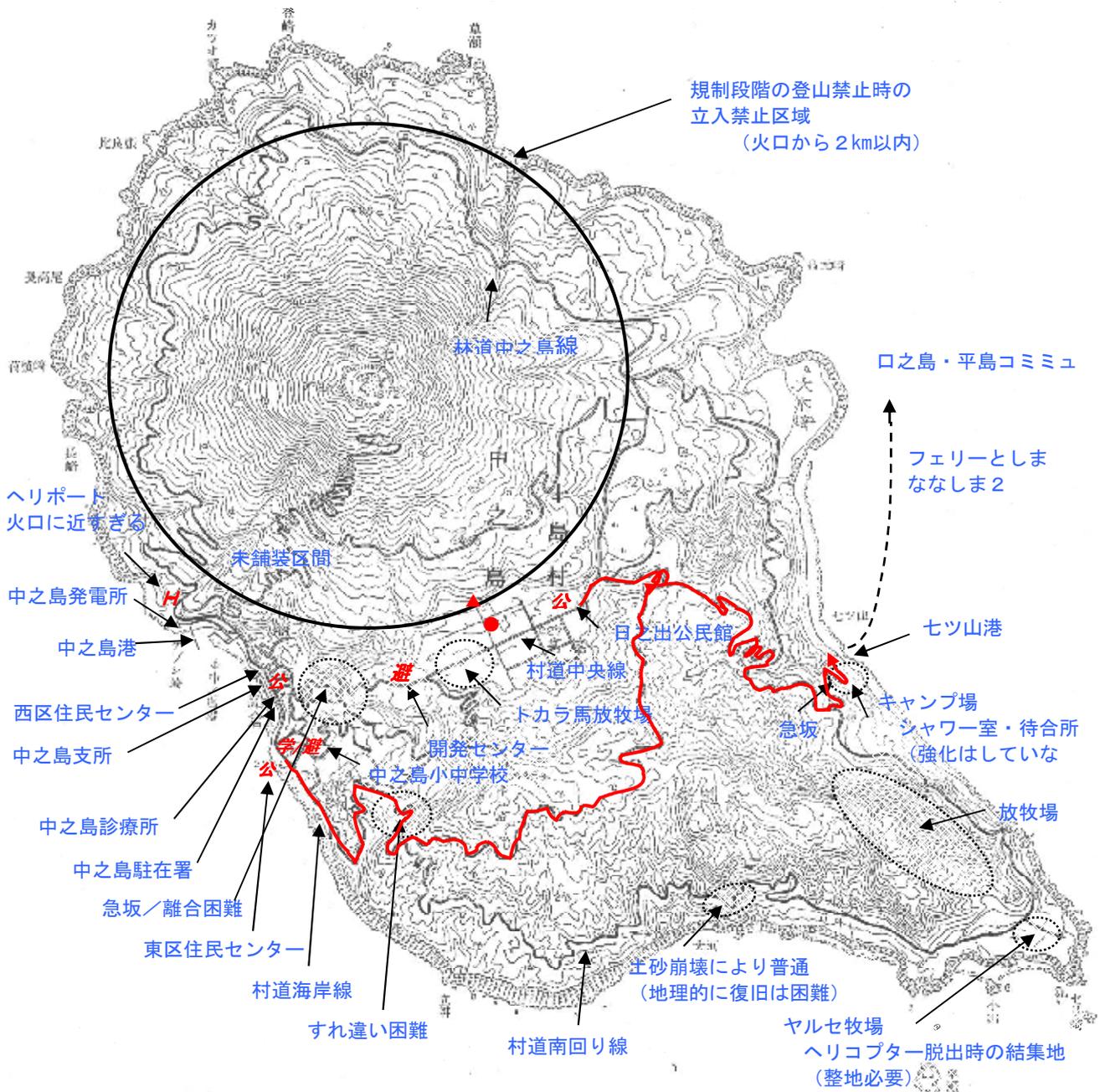
御岳は急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

(7) 津波

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

なお、中之島における避難所、避難経路などの防災情報を図示すると次のとおりである。

# 中之島防災情報図



凡 例	
H	ヘリポート
公文	公民館 (中央公民館・日之出公民館)
文	中之島小中学校
x	鹿児島中央警察署中之島駐在署
←	避難経路
避	避難所
●	GPS (京都大学)
▲	地震計 (京都大学)

## 第2節 災害予防計画

### 第1 火山災害に強い地域づくり

中之島には、現在 190 人余の住民が生活している。本島北部の御岳が噴火すると住民が多く生活している集落に溶岩流が到達する危険性がある。また、泥石流、土石流に見舞われる危険性も高い。

村は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し被害を最小限に食い止めるため、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対策施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

#### 1 火山災害予防計画の基本目標(総務課)

##### (1) 中之島の火山に対する知識の普及及び啓発

村は火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、村や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

##### (2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進(企画観光課)

村は、火山ガス、泥石流、土石流、地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と降下火砕物、火砕流、溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

##### (3) 防災組織力の向上

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日ごろからその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

##### (4) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の防止には、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、村は、地域住民の自発的な防災組織の育成を図り、住民の自衛体制の確立を促進する。

##### (5) 噴火予知にかかわる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。村は、火山観測を進めている関係機関と随時連絡をとるとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報伝達体制を進める。

#### 2 火山災害に強い地域づくり(経済課)

火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に、生活の場でもある。村は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を

踏まえ、施設整備を進めるとともに安全を確保しやすい地域づくりを推進する。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路、港の整備に努める。

(1) 火山災害に強い地域づくり

村は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 主要交通・通信機能の強化

村及び関係機関は、火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。また、港やヘリポートからの島外避難を原則とするため各住戸から港やヘリポートまでの避難路の整備を図る。

(3) 警戒避難体制の強化・拡充(総務課)

ア 村及び関係機関は、火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区(噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区)内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行う。

イ 村及び関係機関は、地震計、ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

(4) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

中之島では島外避難を原則としている。このため、村及び関係機関は、火山噴火危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路、避難港、ヘリポートの整備に努めるものとする。

(5) 退避舎・退避壕の整備

村は、火山防災マップ等に基づき噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に退避舎や待避壕を整備するよう努める。

(6) 公共施設等の安全性確保

村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

### 3 基本的事項(総務課)

火山活動に関する情報や住民の対応を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 火山情報の伝達

火山で異常な現象が生じた時、人々の間で多くの情報が錯綜したり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、火山情報の内容を正しく住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

イ 災害弱者に対する避難誘導體制の整備

高齢者、障害者その他いわゆる災害弱者を速やかに避難誘導するため、村は地域住民、自主防災組織と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ウ 宿泊者に対する避難誘導體制の整備(総務課、企画観光課)

村は、釣り客等不特定多数の旅行者が利用する宿泊施設の管理者に、火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知するほか、発災時の避難誘導にかかわる計画を作成し、訓練を行なうよう指導・助言する。

**4 情報収集と連絡体制への備え(総務課)**

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と気象台の発表する火山情報とに大きく区分される。

火山情報は、火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に区分されるが、いずれも正確かつ迅速な情報の収集と伝達、連絡が重要であり、次のような常日ごろからの施設整備の充実及び体制づくりが必要である。

(1) 災害対策本部を中心とした災害情報の収集・連絡体制の確立

村は、火山の大きな噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは、直ちに災害対策本部を設置すると同時に機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集員、連絡員の指定

村は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

イ 住民からの連絡体制

村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

(3) 通信手段の確保

ア 災害に対する安全性の確保

村及びNTT等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

(ア) 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

(イ) 次の防災対策の推進

a 停電対策

b 情報通信施設の危険分散

c 通信の多ルート化

d 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策

(ウ) 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

イ 村の防災行政無線の拡充・整備

村は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機を拡充整備する。

ウ 非常通信体制の整備等

村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

エ 平常時の運用・管理

村は、災害時の情報通信手段については、非常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては次の点検を十分考慮する。

(ア) 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

(イ) 災害に強い伝送路の構築

有・無線系、地上系・衛生系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

(ウ) 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

(エ) 災害時優先電話等の効果的活用

NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

(オ) 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

(カ) 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

## 5 災害応急体制の整備関係への備え(総務課)

### (1) 職員の体制

#### ア 非常参集体制の整備及び訓練

村は、非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討し、また交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

#### イ 応急活動マニュアルの作成及び訓練

村は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

#### ア 相互応援協定の締結

村は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等(指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

#### イ 消防相互応援体制の整備

村は、消防の応援について、協定に基づき消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

#### ウ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点を確保する。

### (3) 自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行う。

このため、自衛隊への災害派遣要請に関する必要な以下の事項について整備しておく。

#### ア 連絡手続きマニュアルの作成

村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

#### イ 自衛隊との連絡体制の整備

村は地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

### (4) 防災中枢機能等の確保・充実

#### ア 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

村は、防災中枢機能を果たす施設・整備の充実、火山災害に対する安全性の確保、

総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。

#### イ 自家発電設備等の整備

村は、保有する施設・設備については代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

### 6 救助・救急、医療及び消火活動関係への備え(総務課)

村及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療・消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

#### (1) 救助・救急活動関係

村は、公用車、消防車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

#### (2) 医療活動関係(住民課)

村は、あらかじめ消防団と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### (3) 消防活動関係

##### ア 消防水利の多様化の推進

村は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、河川等を消防水利として活用する等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

##### イ 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

村は、平常時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、島内の被害想定の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

##### ウ 消防団の活性化の促進

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・整備の充実、青年層団員の参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

##### エ 林野火災への対応

熱い火山噴火物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

### 7 緊急輸送活動関係への備え(総務課)

#### (1) 輸送施設の整備

##### ア 道路の整備

村は、火山噴火による災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設としての緊急輸送道路の整備を行う。また、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行う。

## イ 港湾、漁港の整備

火山の噴火に伴い危険がさし迫った場合の島外脱出や道路の交通途絶等によって船舶に頼らざるを得なくなった場合は、災害に強い港湾施設が必要である。そこで、中之島港を避難港とし、平常時より避難用船舶が安全に停泊できる港の整備充実を図っておく。

## 8 避難収容活動関係への備え(総務課)

### (1) 避難所

#### ア 避難所の選定、指定

村は、公園、学校、公民館等公共的施設等を対象に、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を避難所に指定する。指定にあたっては、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。避難所として指定された施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つとともに屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるように設備の整備に努める。

#### イ 避難所に必要な施設、整備及び備蓄品

村は、避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### ウ 避難所の運営管理

村は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

### (2) 避難体制の準備

#### ア 地域住民の名簿及び災害弱者の掌握

村長は日ごろから地域ごとの住民の名簿を作成し、災害弱者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

#### イ 避難誘導責任者

避難誘導に当たっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導に当たる。

#### ウ 収容班長

避難所には収容班長を置き避難誘導責任者から引き継ぎ、避難所の運営管理に当たる。収容班長は当該施設の管理者を原則とし、村長があらかじめ定めた者とする。

#### エ 事前に準備すべき資料

収容班長は事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。

(3) 避難に際し住民のとりべき措置

村は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、次の内容を事前に広報し、普段から徹底を図る。

ア 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどすること。

イ 避難するときは頭巾又はヘルメット、靴(又は地下足袋等)、防塵眼鏡・マスクを着用すること。

ウ 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

エ 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。

オ 避難は人命第一とし、ペット等の動物を飼っている者については、余裕があれば避難させること。

**9 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係への備え(総務課、経済課、住民課)**

(1) 備蓄場所の体系的整備

村は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、水及び医療品等生活必需品並びに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(2) 調達物資の内容と調達量の調査

村は、下記の物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

食料	乾パン、サバイバルフーズ、アルファ化米、精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳
生活必需品	下着、毛布、作業衣、タオル、運動靴、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、マッチ、ロウソク、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ、鍋、釜、包丁

**10 施設・設備の応急・復旧活動関係への備え(経済課)**

(1) 必要とする資機材の整備

村は、所管する施設、整備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

(2) ライフラインの応急復旧体制(住民課)

村は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。ま

た、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

#### 11 被災者等への的確な情報伝達活動関係への備え(総務課)

##### (1) 情報手段の整備

村は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図る。

##### (2) 情報発信の恒常性の確保

村は、火山災害に関する情報及び被災者に対する次のような生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

ア 生活に必要なサービスや物資の提供、配布に関すること(いつ、どこで、何を、どうするか)

イ 災害状況の情報

#### 12 二次災害の防止活動関係への備え(総務課)

村は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録活用のための施策等を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

#### 13 防災訓練実施指導への備え(総務課)

##### (1) 総合防災訓練

村は、住民と一体となって災害時において応急措置を迅速確実に行えるよう、県や関係機関の協力を得て訓練を行う必要がある。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり、関係機関の参加を得て実施するよう努める。

##### (2) 地域・職場等の防災訓練

村は地域、職場、学校等が自発的に防災訓練できるよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

## 第2 住民の防災行動力の向上

村は、本計画により中之島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災活動を推進し、防災行動力の向上を図る。

### 1 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時より火山の噴火に対する備えを心がけるとともに、噴火時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害弱者及び観光客を助け、防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため村は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

## 2 防災知識の普及・訓練

### (1) 防災知識の普及

村は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し中之島の火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、また、噴火災害の危険性についても周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図る。なお、普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、乳幼児等災害弱者に充分配慮する。

#### ○ 家庭等での予防、安全対策

- ・ 2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等
- ・ 家庭内の連絡体制の確保

#### ○ 火山災害発生時にとるべき行動

様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)での対応

#### ○ 避難経路等の確認

一次避難所、二次避難所、退避所、避難経路、集結(乗船)場所(ヘリポート、港)、島外避難所での行動等

#### ア 住民への啓発

現在の段階では中之島の火山の観測監視体制は十分とはいえず、住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって村は「火山現象の異変を察知した場合、直ちに支所等にその旨を伝えること」を広報紙やパンフレット等を配布し、啓発しておくものとする。また、必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

#### イ 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

村は県の協力を得て中之島の火山の特質を考慮して、火山防災マップ等を基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し、それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

#### ウ 防災教育

学校等教育機関においては、火山及び防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### エ 普及方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板等を活用するものとする。

#### オ 講習会等の開催

村は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### 第3 避難の安全確保

(1) 避難集結地の徹底(総務課)

十島村の広報や標識等であらかじめ避難集結地を提示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、消防車や広報車等で知らせる。

(2) 輸送手段の確保(総務課・経済課)

ア 港湾、漁港施設の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した中之島港や漁港等の整備を行うように努めるものとする。

イ 船舶、航空機等の確保

輸送手段の確保は、おおむね次のとおりし関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう、日頃から連携を図っておく。

(ア) 県有船、村営船の活用

(イ) 漁船等の活用

(ウ) 民間船舶等の活用

(エ) 公的救助機関(船舶・航空機等)の活用

ウ 逃避先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

(3) 輸送不可能時における残留者の安全対策(住民課)

ア 残留者の確認

イ 避難施設の設置、堅牢化

ウ 食料、飲料水、生活物資等の確保

(4) 島内の避難路の安全確保(総務課)

ア 退避壕の事前設置

イ 誘導施設、指示標識の事前設置

ウ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

(5) 照明設備の整備(総務課)

夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、必要箇所に設置する。

### 第4 御岳登山における安全確保対策

(1) 村は御岳火山の危険要因について、港や登山口等に案内板を設置したり、宿泊施設において周知する等の措置を行う。

(2) 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

## 第5 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために村は県を通じて、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。(総務課)

## 第3節 災害応急対策計画

### 第1 災害発生直前の対応

#### 1 火山災害に関する情報の伝達(総務課)

##### (1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

##### ア 通報体制

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、村及び関係機関は次により情報を通報する。

## イ 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所(発見場所)については正確な情報を把握するように努める。

### (ア) 顕著な地形の変化

- a 山・がけ等の崩壊
- b 地割れ
- c 土地の隆起・沈降等
- d 海岸線の変動

### (イ) 噴気・噴煙の異常

- a 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
- b 噴気・噴煙の量の増減
- c 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常

### (ウ) 湧泉の異常

- a 新しい湧水の発見
- b 既存湧水の枯渇
- c 湧水の量・成分・臭気・濁度の異常等

### (エ) 顕著な気温の上昇

- a 地熱地帯の拡大・移動
- b 地熱による草木の立ち枯れ等
- c 動物の異常挙動

### (オ) 海水・湖沼・河川の異常

- a 水量・濁度・臭・色・温度の異常
- b 軽石・死漁の浮上
- c 泡の発生

### (カ) 有感地震の発生及び群発

### (キ) 鳴動の発生

## ウ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた中之島支所(支所長)、村役場の職員、消防分団及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。

なお、警察官は鹿児島中央警察署に報告する。

(ア) 発生の事実(発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者)

(イ) 発生場所

(ウ) 発生による影響(住民、動植物、施設への影響)

## (2) 火山情報の種類と発表基準

福岡管区気象台と鹿児島地方気象台は共同して、次に掲げる火山情報を発表する。

なお、火山情報の発表基準の細目は、福岡管区気象台長が定める。

### ア 緊急火山情報

緊急火山情報は、火山現象による災害から住民の生命及び身体を保護するため

必要があると認める場合発表される。

イ 臨時火山情報

火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合発表される。

ウ 火山観測情報

緊急火山情報または臨時火山情報を発表した後、次に該当する場合、その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合発表される。

(ア) 緊急火山情報または臨時火山情報に含めなかったより詳細な状況を周知する必要がある場合

(イ) その後の観測、調査、情報収集等により新たに判明した状況を周知する必要がある場合

(ウ) 火山活動の継続を周知する必要がある場合

(エ) 火山活動の低下を周知する必要がある場合

(オ) 防災上の注意を喚起する必要はないが、火山活動に変化があり、観測成果等を周知したほうがよいと判断される場合

(3) 火山情報の通報及び通報先

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第21条第1項の規定に基づき、鹿児島県知事に通報する火山現象に関する情報は、緊急火山情報である。

ア 活火山法第21条第1項の規定による緊急火山情報の鹿児島県知事への通報は他の火山情報の通報に優先して行われる。

イ 前ア項に規定するもののほか、次の各号に掲げる機関に火山情報は通報される。

(ア) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に定める指定行政機関及び同条第4号に定める指定地方行政機関のうち必要と認める地方公共機関

(イ) 報道機関

(ウ) その他、福岡管区気象台長が必要と認める機関

(4) 緊急火山情報発表に関する村における措置

村長は、十島村地域防災計画の定めるところにより、通報にかかわる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、村長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

## 2 警戒区域の設定・避難勧告等(総務課)

村長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、中之島噴火災害対策連絡会議の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険がある場合には必要に応じて

警戒区域の設定、島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとる。

(1) 警戒区域の設定

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(2) 村の実施する避難措置

ア 避難勧告等の発令

村長は、基準に従って避難勧告を発令する。

イ その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告の実施基準以外に次の場合が予想される。

村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

(ア) 勧告・指示により早く避難する時(住民による事前避難)

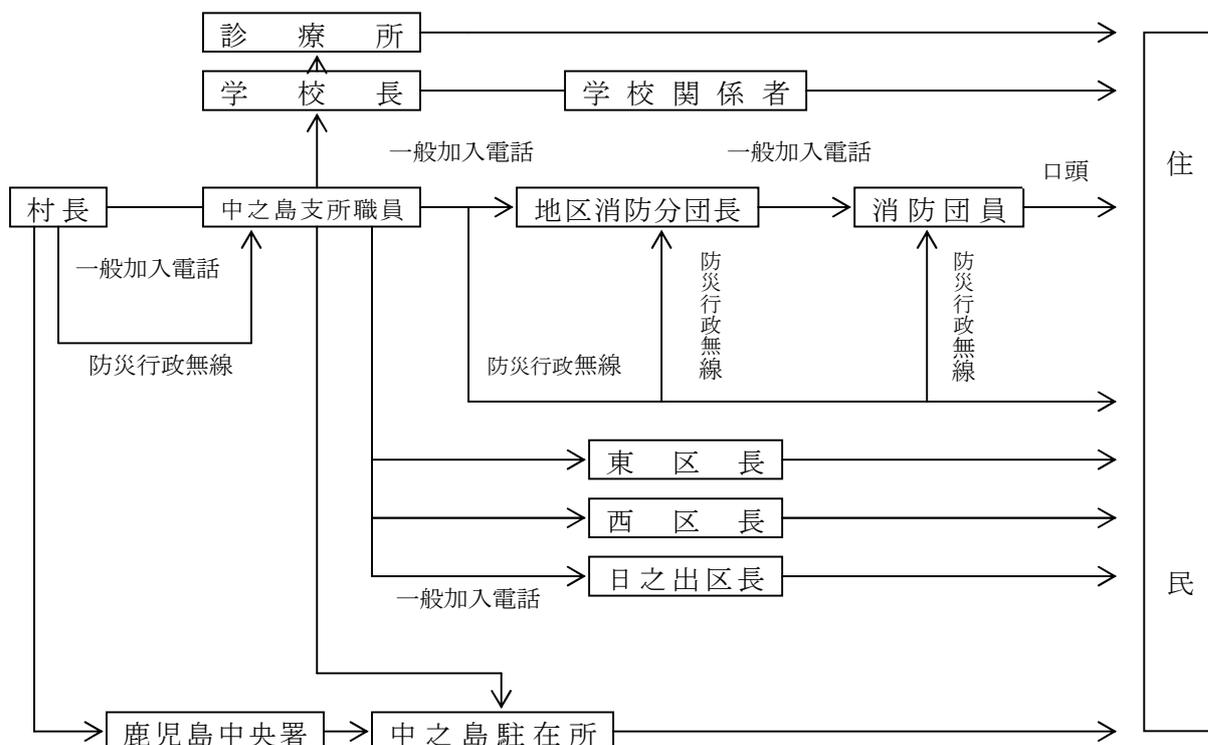
(イ) 住民等の自主判断により、避難所に集まった場合

(ウ) 避難が遅れる時

(エ) 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等による障害

(3) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。



(4) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

- ア 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- イ 広報車(消防車等)による伝達
- ウ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- エ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- オ 防災行政無線、電話等その他の方法による伝達

(5) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
準備	-	5秒 ●- ●- ●- 休止(約15秒)	1点打 ●休止 ●休止 ●
勧告	-	5秒 5秒 5秒 ●- ●- ●- 休止(約15秒)	3点打 ●-●-●-休止 ●-●-●-
指示	赤色	約1分 ● ---- ●- 休止(約5秒)	連打 ●-●-●-●-●-●-●-

(6) 伝達する内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

(7) 報告・通報

村長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。  
県知事は村長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、村長は知事に報告するいとまがない場合(通信が途絶した場合を含む)は、直接必要な機関に通報することができる。また、各機関は状況に応じて中之島支所職員と連絡を密にとることができる。

- ア 鹿児島地方気象台
- イ 県教育庁
- ウ 県警察本部
- エ 自衛隊

- オ 報道機関
- カ 日本赤十字社鹿児島県支部
- キ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- ク 第十管区海上保安本部
- ケ その他必要とする市町村、関係機関

## 第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。このため、村は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

### 1 被害情報の収集・連絡(総務課)

村長は、村内の被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。なお、収集・通報する被害状況は、次のとおりである。

- (1) 火山周辺の気象状況
- (2) 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- (3) 噴火後における噴石、降灰等の状況
- (4) 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- (5) 避難経路の状況
- (6) 避難準備、勧告、指示等村の措置
- (7) 災害対策本部の設置状況
- (8) 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- (9) 車両、船舶、医療救援要請に関する情報
- (10) 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

### 2 通信手段の確保

災害時の村の通信連絡系統としては、NTTの一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるように努め、関係機関等と連携を図り、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせがはまらないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

また、情報伝達手段としては、防災行政無線を活用することとする。

### 第3 活動体制の確立

#### 1 村における活動体制

噴火等の災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「村災害対策本部」設置前の段階として、各配備区分に応じた職員配備体制の強化を図る。

##### (1) 災害対策本部の設置及び廃止（総務課）

ア 災害対策本部(以下「本部」という。)は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

(ア) 噴火等大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

(ウ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

イ 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

ウ 本部を設置又は廃止したときは、県(消防防災課)、関係機関、住民等に対し通知公表する。

##### (2) 災害対策本部の組織

ア 本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は助役をもって充てる。ただし、本部長に事故あるときは、あらかじめ指名する者がその職務を代理する。

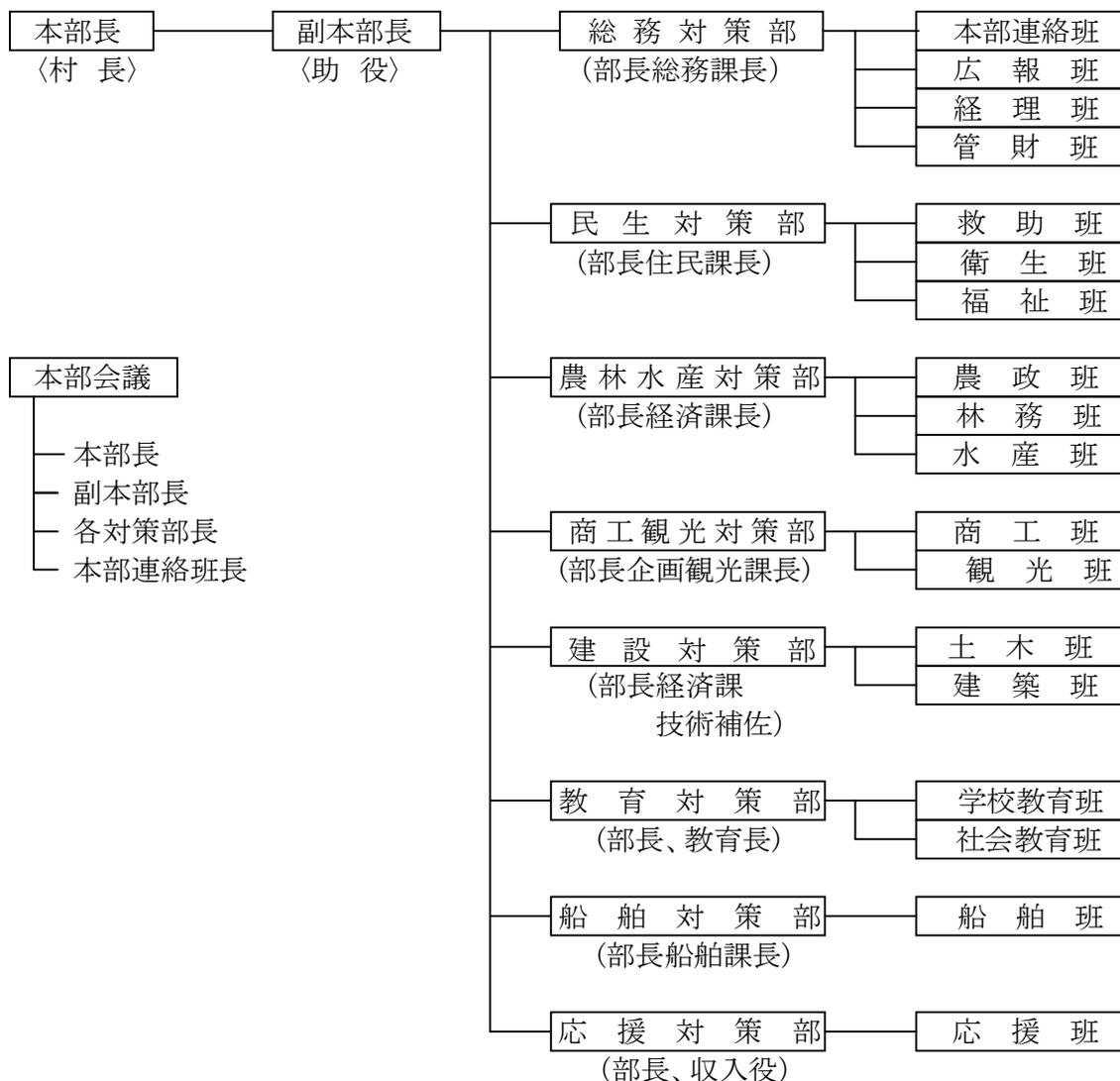
イ 本部に対策部及び対策部長を置く。

ウ 各対策部に班及び班長を置く。

エ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、各対策部長及び本部連絡班長をもって構成する。

オ 本部に災害対策要員を置き、村の職員(教育委員会を含む)をもって充てる。

### 十島村災害対策本部組織表



## 2 広域的応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

### (1) 村における相互応援協力

村は、噴火等災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、あらかじめ全県的な消防広域応援協定を締結している。応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

- ア 応援の内容
  - 消火、救急、救助
- イ 応援要請手順
  - (ア) 応援要請
    - 村長が、他の市町村等の長に必要な部隊(消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等)の派遣を要請する。
  - (イ) 要請方法
    - 電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊、(種類、人員、車両)、資機材(種別、数量)などを連絡する。
- ウ 応援派遣手順
  - 応援部隊の出発日時、出勤場所、人員、車両、資機材(種別、数量)などを要請側へ連絡する。

### 3 自衛隊の災害派遣体制

大噴火に際して、被害が拡大し、村や防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

#### (1) 自衛隊の災害派遣(撤収)要請の方法

##### ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (エ) 災害に際し、通信の途絶等により村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (オ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (カ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続(総務課)

(ア) 災害派遣の要請者

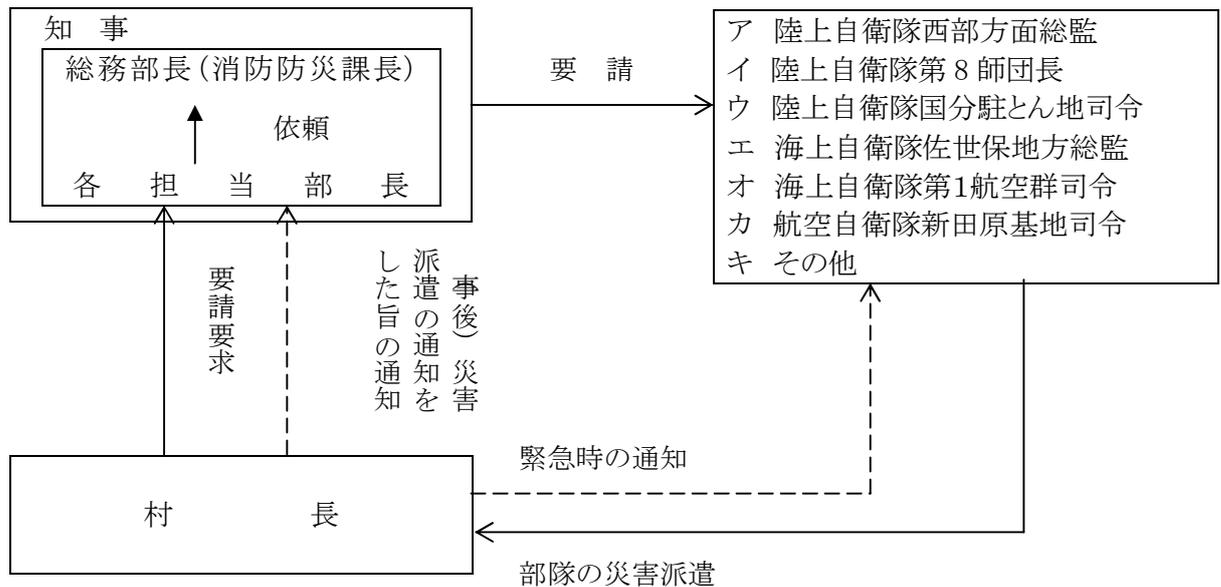
自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は村長の要望により行う。

(イ) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

自衛隊派遣要請系統



(注)キ その他は、奄美基地分遣隊、自衛隊鹿児島地方連絡部

(ウ) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

### 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東町1-1-1	096-368-5111 内線 255 又は 256	
陸上自衛隊第 8 師団司令部	第 3 部防衛班	熊本市清水町八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 214 又は 233	
陸上自衛隊第 12 普通科連隊本部	第3科	国分市福島 2 丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235 又は 237	県内
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111 内線 225	
海上自衛隊第 1 航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2222	県内
海上自衛隊奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町	0997-72-0250	県内
航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田	09833-5-1121 内線 232	
自衛隊鹿児島地方連絡部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

ウ 知事への災害派遣要請の要求(総務課)

(ア) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として村長が行う。

(イ) 要求手続

村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

(a) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(b) 派遣を希望する時期

(c) 派遣を希望する区域及び活動内容

(d) その他参考となるべき事項

(ウ) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(エ) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県総務部	消防防災課	鹿児島市鴨池新町 10番1号	099 直通 286-2256	県内
環境生活部	県民生活課		直通 286-2518	
保健福祉部	保健福祉課		直通 286-2656	
農政部	農政課		直通 286-3085	
土木部	監理用地課		直通 286-3483	
	河川課		直通 286-3586	
林務水産部	林務水産課		直通 286-3327	
商工労働部	商工政策課		直通 286-2925	
教育委員会	総務課		直通 286-5188	
出納室	会計課		直通 286-3765	
警察本部	警備課		直通 206-0110	

鹿児島県庁(代表)099-286-2111

(2) 自衛隊の災害派遣活動

区分	活動内容
被害者状況の把握	知事等から要請があったとき、又は、指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫、病中、害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の、支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来たさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する部品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 第4 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対する必要な医療活動等について、具体的な対策を講ずる。

#### (1) 救助・救急活動

救助・救急活動については、消防団・医療機関・その他関係機関との連携を図る。また、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

#### ア 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とし、搬送に際しては、県消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

(イ) 医療施設への移送は、他機関との協力体制のもとに行う。

#### [警察機関]

ア 救出地(現地)に県警救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。

イ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、医療救護班に引き継ぐか、県警ヘリコプター、舟艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。

ウ 救出活動は、村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

#### [海上保安部]

ア 沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。

イ 救出活動は、村をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

#### [自衛隊]

ア 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。

イ 救出活動は、村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

#### [住民及び自主防災組織]

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・

救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

(2) 医療活動

医療活動については、救護班により緊急医療を実施するとともに、医療機関・その他関係機関との連携を図り、後方医療機関への後方搬送を迅速に行う。

ア 救護班の出動要請

村長は、必要に応じて救護班の出動を要請する。また、県を通じて関係医療機関に救護班の出動を要請する。

村内救護班

救 護 班 名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
十 島 村 救 護 班	1		3	1	1	6	1 班

[県]

ア 救護班の編成

救護班を次にとおり編成する。

- (ア) 国立病院の職員による救護班
- (イ) 公立・公的医療機関の職員による救護班
- (ウ) 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
- (エ) 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救 護 班 名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国 立 病 院 救 護 班	1	1	4	1	1	8	5 班
公 立 ・ 公 的 病 院 救 護 班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水市立病院1、枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日 赤 救 護 班	1		3	1	1	6	8 班
県 医 師 会 救 護 班	1		2			3	52 班
県 歯 科 医 師 会 救 護 班	1		2			3	50 班

注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を構成し医療救護及び患者収容に当たる。

## 2 消火活動

本村消防団は離島7島にそれぞれ1分団(7分団)配置して消防活動を行っており、火災発生時には他市町村及び関係機関、他分団の応援が遅れることが予想される。

そのため、中之島で火災が発生したときは、中之島消防分団がただちに出動し、消防分団長の指揮のもと消火活動等を行い、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等災害状況や避難が発令された場合は避難を最優先に行う。

### (1) 消火活動

避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

### (2) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

## 第5 避難収容活動

本村の避難発令の基準や避難経路は、災害の特殊性と離島という地理的条件により、以下のとおりである。

### 1 避難活動体制(総務課)

- (1) 村長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、中之島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合には必要に応じて島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

村長は、状況に応じて「登山注意」から「避難指示」までの5段階の措置の発令を行う。それぞれの規制段階は次の通りである。

規制内容別避難発令基準

規制内容	発令基準	規制区域	規制等の措置
1. 登山注意	火山現象に関連する異変を認めた、あるいは鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され、火口周辺への立入には、注意を要すると判断されたとき	火口周辺	ア. 各登山口、火口付近その他適宜の場所の掲示板等にその旨を掲示するとともに広報誌その他の方法により、登山者、住民等への周知を図る イ. 上記について関係機関、団体等に対しその周知を図る
2. 登山禁止	火山現象に関連する異変を認めた、あるいは鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され、登山は危険であると判断されたとき	火口を中心から半径2km以内	ア. 「1. 登山注意」の場合に準じ措置するとともに、周辺市町村職員、消防団長等を巡視警戒に当たらせるものとする イ. 道路管理者に対し、交通規制の措置を要請する

3. 避難準備	噴煙、有感地震等異常現象が発生、又は強雨が予想され、あるいは鹿児島地方気象台から緊急火山情報が発表され、噴火、土石流、その他による災害が発生することが予想されるとき	島内全域	ア. サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る。 イ. 防災担当者は、直ちに避難所の開設を行う。 ウ. 上記措置について関係機関に連絡するとともに島外避難の準備を行うよう指示する。
4. 避難勧告	噴火が発生、又は有感地震の続発等顕著な異常現象が発生、又は強雨が予想され、あるいは鹿児島地方気象台から緊急火山情報が発表され、噴火、土石流、その他による大災害が発生し、住民の生命財産の危険がせまってきたとき	島内全域	ア. サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る イ. 防災担当者は、住民等に対し所定の避難所に集合するよう徹底を図る ウ. 上記措置について関係機関に連絡する
5. 避難指示	噴火活動が活発になり噴火その他の大災害の発生が確実となり、住民の生命身体の危険が 予見されるとき、又は噴火その他の大災害が発生したとき	島内全域	ア. サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る イ. 消防分団長及び避難誘導責任者は住民をまとめて島外避難への誘導を行う ウ. 残留希望者についても強く指示して避難させる

## (2) その他の避難

なお、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まったとき

(ア)火山活動状況の詳細な説明を行う。

(イ)避難継続の支援(寝具、食品等)を講じる。

イ 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等により避難が遅れるとき

集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

## [県]

県は、必要に応じて十島村及び関係各機関によって構成される「中之島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所附属火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。同連絡会議は十島村長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

## 2 避難者の誘導方法(総務課)

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

### (1) 島内における避難

#### ア 避難者の誘導方法

##### (ア) 避難者誘導に当たっての留意手順

- a 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害(がけ崩れ、地すべり、土石流等)の発生のおそれのある場所は、できるだけ避ける。
- b 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者(分団長等)を定め、できるだけ集団で避難する。
- c 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員(消防団員)を配置する。
- d 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- e 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導して誘導に努める。

#### イ 避難順位及び携帯品等の制限

##### (ア) 避難順位

- a 災弱者
- b 災害の危険性のある地区の人々

##### (イ) 携帯品の制限

- a 必要最小限の食料、日用品、医薬品とする。
- b 避難が長期にわたると考えられるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要がある。

#### ウ 避難手段

- (ア) 徒歩
- (イ) 自動車
- (ウ) 船舶

#### エ 避難経路及び避難所

避難経路及び避難所は次のとおりである。

避難経路及び避難所

集落名	一次避難				二次避難			
	順位	避難経路	交通経路	一次避難所	順位	避難経路	交通経路	二次避難所
楠里船倉	1	集落－公民館(村道)	自動車	中央公民館	1	公民館－学校(村道)	自動車	中之島小中学校
	2	〃	徒歩	〃	2	〃	徒歩	〃
寄木	1	集落－学校(村道)	自動車	中之島小中学校	一次避難に同じ			
	2	〃	徒歩	〃				
日之出	1	集落－センター(村道)	自動車	開発センター	1	センター－七ツ山(村道)	自動車	七ツ山
	2	〃	徒歩	〃	2	〃	徒歩	〃

オ 避難状況の把握・報告

- (ア) 避難収容完了までの状況把握
- (イ) 避難収容後の状況把握・報告

カ 避難準備段階における小中学校の対策

- (ア) 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。
- (イ) 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により村営船舶、漁船(別掲載)等だけでは対応が難しい時、第十管区海上保安部の巡視船及び近海を航行中の船舶に九州運輸局鹿児島運輸支局を通じて避難を要請する。

(イ) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(ウ) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、七ツ山港等からはしけによる避難を行う。

なお、その際に救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く曲がりくねっており、夜間照明が未整備のため港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。ただし、消防分団長が何らかの事情によりできない場合は、あらかじめ集落で定めた者とする。

エ 災害弱者への配慮

避難に当たって優先順位を配慮する。

オ 避難場所の開設

避難者を受入れる側の口之島又は平島では収容人数を確認のうえ、施設や物置の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

(ア) 避難収容完了までの状況把握

(イ) 避難収容後の状況把握・報告

(3) 避難所

避難所は原則として第一避難所を口之島、第二避難所を平島に設定する。

ア 避難所の開設

村長は避難をした中之島住民のため、県及び口之島、平島の協力を得て下記のとおり口之島、平島内に避難所を設定する。

**島外避難所**

避難順位	交通手段	島外避難所
1	フェリーとしま、ななしま2、 漁船(別掲載)等	口之島コミュニティセンター
2	巡視船	平島コミュニティセンター
3	ヘリコプター	

## イ 避難所の運営管理

(ア) 情報の伝達、食料、水の配布

(イ) 清掃等については避難者自身が担当を決め、自主的になされるよう指導、示し、状況に応じて住民や自主防災組織に対し協力を求める。

(ウ) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。

(エ) 避難所における生活環境に注意を払い常に良好なものとするよう努める。

(オ) 避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(カ) 避難者の健全な住生活を早期に確保するため、避難所の早期解消に努めることを基本とする

## (4) 避難勧告・指示の解除

村長は、避難勧告・指示の解除にあたって中之島噴火災害対策連絡会議による検討結果を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。避難勧告・指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島するものとする。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

### **[宿泊施設の経営者及び運営管理者]**

常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難に当たっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。また避難路や避難所等について認知しておく必要がある。ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難するものとする。

## (5) 災害弱者への配慮

高齢者、幼児、病人、負傷者、心身障害者、観光客、外国人等いわゆる災害弱者の避難等については、以下の点に留意して優先して行う。

ア 避難誘導

(ア) 十島村長は、日頃ごろから災害弱者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について、事前に定めておく。

(イ) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害弱者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

イ 避難所

(ア) 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害弱者に十分配慮すること。

(イ) 特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の仮設等に努めるものとする。

(ウ) 災害弱者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

## 第6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行う。村は、各避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たって、避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資との照合を行う。

## 第7 保健衛生、防疫等に関する活動

村は、避難所を中心とした被害者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

## 第8 施設、設備の応急復旧活動

村は迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設及び二次災害を防止するための火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

### 1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。

### 2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、村は関係機関と協力し、迅速な復旧を図る。

## 第9 被災者等への情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象(異常現象)の状況
- (2) 噴火前兆現象(異常現象)に対する气象台の見解及び火山情報の内容
- (3) 避難に関する事項
  - ア 避難の必要性
  - イ 避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品

- ウ 集結地点及び避難先、避難の場所
- エ 交通状況(交通途絶場所等)
- (4) 火山活動の状況
  - ア 噴火地点
  - イ 噴火の状況
  - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
  - ア 被害区域
  - イ 人の被害状況
  - ウ 交通施設の被害(特に道路の被害状況)
- (6) 災害対策の状況
  - ア 災害対策本部の設置状況
  - イ 移動無線局の配置状況
  - ウ 医療救護班の配置状況
  - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他必要事項

## 第10 二次災害の防止活動

村は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して砂防施設等により二次災害の防止に努める。

降雨等による二次的な土砂防災防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

## 第11 自発的支援の受入れ

### 1 ボランティアの受入れ

村は、関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 2 義援金、義援物資の受入れ

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

## 第4節 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1 復旧・復興の基本方向の決定

村は、被災の状況、火山周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いむらづくり等の中・長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 1 被害が比較的軽い場合の基本方向（関係課）

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、むらづくりを計画的に推進する。

#### 2 被害が甚大な場合の基本方向（関係課）

大規模な噴火により多量の噴出物が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な現状復旧を目指すことが困難になる。その場合災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。復旧・復興は、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2 迅速な原状復旧の進め方

災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。本村の推進計画及び事業計画については、火山災害の特殊性により以下の対策について計画的に推進する。

#### (1) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、村、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

ア 実施責任者(全部)

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行うものとする。

この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

イ 道路の降灰除去(経済課)

(ア) 道路の降灰除去については、住民が相互に情報交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

(イ) 道路管理者は、建設業者の応援に基づく障害物の除去等の応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 宅地内の降灰除去(住民課)

(ア) 宅地内の降灰については住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、村長が指定する場所に集積し、村長はこれらを収集するものとする。

(イ) 村は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

エ 農地・山地・農作物対策(経済課)

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

(2) 溶岩対策(企画観光課)

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図るものとする。

(3) 火砕流対策(企画観光課)

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

(4) がれきの処理

復旧・復興を効果的に行うため、村はがれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。

### 第3 計画的復興の進め方

#### 1 復興計画の作成(企画観光課)

大規模な災害により地域が破壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を

作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整)を行う。

## 2 計画策定に当たっての理念

計画策定に当たっての理念をまとめると次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止とより快適な空間・環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した防災むらづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

## 3 防災むらづくりの基本目標

- (1) 火山災害(噴出岩塊による災害、溶岩流、泥石流、土砂流による災害等)に対する安全性の確保
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- (3) 村基盤施設(避難路、避難所、公園、河川、港など)の整備
- (4) 防災安全集落の整備
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進
- (7) 耐震性貯水槽の設置等

## 第4 被災者等の生活再建等の支援

### 1 各種支援措置の早期実施(総務課)

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援法に基づく、被災者再建支援金の支給の受付、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

### 2 税対策による被災者の負担の軽減(総務課)

村は必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

#### (1) 税の徴収猶予

ア 村長は地方税法第15条に基づき、村税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、村税の徴収猶予を行う。

イ 地方税法第20条の5の2の規定に基づく村の災害による村税の納入等の期限延長に関する関係条例により、村長は災害による被災者のうち、村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

## [県]

知事は鹿児島県税条例第14条の規定に基づき県税の納税者が法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請をすることができないとき、または納税することができないと認めるときは、3 か月以内の範囲で地域及び期日を指定し、又は納税者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請又は納付の期限の延長を行う。

### (2) 税の減免

村長は、村税の減免に関する関係条例等の規定により災害による被災者のうち村税の減免を必要と認める者に対し、村税の減免を行う。

### 3 住宅確保の支援(企画観光課)

村長は必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害村営住宅等の建設、村営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、村営住宅等空家を活用するほか、県に対し県営住宅等の活用を要請する。

### 4 広報・連絡体制の構築(企画観光課)

村長は被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的に相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

### 5 災害復興基金の設立

村長は被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的に推進する手法について検討する。

### 6 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等がある。

## 第5 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

村は、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

### 1 資金選定の指導

村長は、被災者から融資についての相談をうけたときは、各資金の貸付条件そ

の他を十分に説明し借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

## 2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は災害の程度、規模によって異なるがおおむね次の種別による。

- (1) 農林漁業関係の融資
  - ア 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
  - イ 農林漁業金融公庫資金による災害資金
  - ウ 農業振興資金による経営安定資金
  - エ 災害復旧つなぎ資金
- (2) 商工業関係の資金
  - ア 国民生活金融公庫資金
  - イ 中小企業金融公庫資金
  - ウ 商工組合中央金庫資金
  - エ 鹿児島県信用保証協会の保証
- (3) 民生関係の融資
  - 生活福祉資金 災害援護資金
- (4) 住宅資金の融資
  - ア 災害復旧住宅建設補修資金
  - イ 一般個人住宅の災害特別資金
  - ウ 地すべり関連住宅資金

## 第6 継続災害への対応方針

村は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

### 1 避難対策(総務課)

村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

### 2 安全確保対策(総務課)

村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流、土石流対策等適切な安全確保を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住

宅・公営住宅・仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地のかさ上げ等による宅地の安全対策、道路のう回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

### **3 被災者の生活支援対策(住民課)**

村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

# 諏訪之瀬島

## 第1節 防災環境

### 第1 火山活動史

本村域内にある諏訪之瀬島は、島の北部に古い火山体があり、南部には約63万年前頃に活動したと思われる台地状の火山体が分布する。現在活動が活発な火山は島の中央に位置する御岳火山で、島内の噴出物の状況から数千年にわたって噴火を繰り返してきたと推定される。記録に残る最古の噴火は1813年のもので、この噴火により全島民が島を離れ以降70年間にわたって無人島となった。1884年にも溶岩の流出を伴う噴火が発生したほか、1957年以降断続的にストロンボリ式噴火を繰り返している。

### 第2 社会条件

諏訪之瀬島は、人口は62人、このうち65歳以上の人口が5人(8%)と、高齢者の割合が低くなっている。集落は島南部の大地に立地している。

島と鹿児島港間には村営船「フェリーとしま」(1389t)が約9時間45分で連絡している。港湾は、定期船が寄港する南東側の切石港と南西側の元浦港がある。島の南部には飛行場跡地があり、現在、場外離着陸場として利用されており、枕崎、鹿屋からヘリコプターによって55分で連絡できる。島内の主要道(村道)は島南部に限られている。

島内には3軒の民宿があり29名を収容することができる。来島者の多くは釣り客等である。

### 第3 火山噴火災害危険区域予測図

#### 1 噴火の場所、規模、様式

諏訪之瀬島の火山活動は、1813年以降も活発に繰り返されている。そこで、噴出物の分布等を参考にすると、想定される噴火の場所および規模、様式は次のとおりである。

#### 想定噴火

場 所	御岳新火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	ストロンボリ式噴火、溶岩流を伴う噴火

#### 2 災害要因の検討

諏訪之瀬島で考えられる火山の災害要因は、次のとおりである。

#### 想定される火山災害要因

災 害 要 因	噴 出 岩 塊	降 下 火 砕 物 *	火 砕 流	溶 岩 流	泥 流 ・ 土 石 流	火 山 ガ ス *	山 体 崩 壊	津 波
危 険 度	◎	◎	○	○	◎	○	○	△

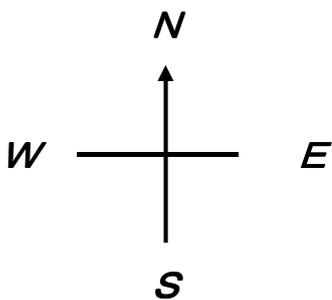
◎:発生の危険が高い ○:発生の危険がある △:発生に注意を要する

\*:気象条件によって影響を受ける

#### 3 火山噴火災害危険区域予測図

諏訪之瀬島において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域は、次のとおりである。

# 諏訪之瀬島火山災害危険区域予測図



凡	例
×	想定火口（新火口）
○	噴石岩塊による災害が予想される区域 （火口から2.5km）
	火砕流・溶岩が到達する危険のある区域 （海岸線まで）
	泥流・土石流の危険がある溪流 （集落に影響を及ぼす溪流）

また、諏訪之瀬島において規模の大きい噴火が発生した場合に想定される被害は次のとおりである。

(1) 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約 2.5km の範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。災害危険区域内に集落はないが、規模の大きい噴火が発生した場合に集落に落下する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

(2) 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向きによって堆積範囲が大きく変化するため、危険区域を示していないが、諏訪之瀬島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

(3) 火砕流・溶岩流

御岳(新火口)からの噴火に伴って火砕流・溶岩流が発生した場合、諏訪之瀬島の集落に達する危険は無い。

(4) 泥流・土石流

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

集落の北部に火山麓扇状地が広がっており、今後も泥流・土石流が集落に達する危険がある。

(5) 火山ガス

御岳山頂では現在も活発に噴気活動が続いており、有毒な火山ガスが噴出している。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

(6) 山体崩壊

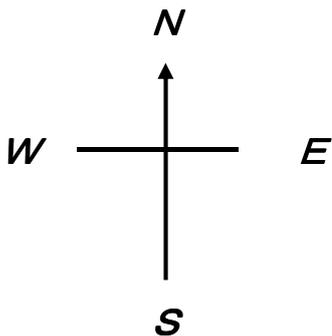
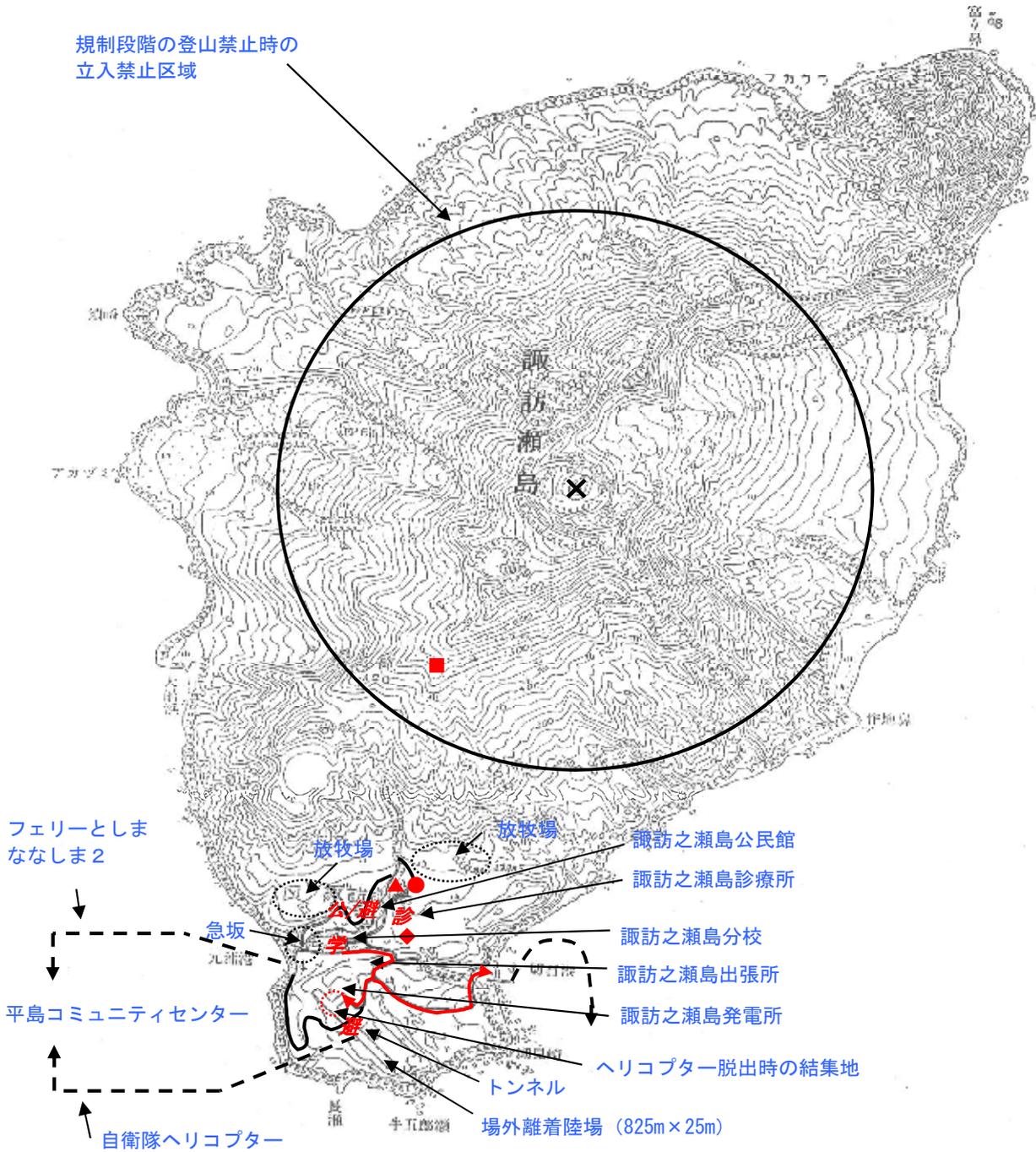
御岳は急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

(7) 津波

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

なお、諏訪之瀬島における避難所、避難経路などの防災情報を図示すると次のとおりである。

# 諏訪之瀬島火山災害危険区域予測図



凡 例	
◎	諏訪之瀬島出張所
公文	公民館
←	避難経路
避	避難所 (諏訪之瀬島公民館)
●	GPS (京都大学)
▲	地震計 (京都大学)
◆	空振計 (管区气象台)

## 第2節 災害予防計画

### 第1 火山災害に強い地域づくり

諏訪之瀬島には、現在70人余の住民が生活している。本島北部には現在も断続的に噴火活動が続いている御岳火山がある。集落の大部分は南部にあり噴出岩塊により危険区域からややはずれているが、泥流、土石流に見舞われる危険性がある。

村は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し被害を最小限に食い止めるため、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対策施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

#### 1 火山災害予防計画の基本目標(総務課)

##### (1) 諏訪之瀬島の火山に対する知識の普及及び啓発

村は火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、村や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

##### (2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進(企画課)

村は、火山ガス、泥流、土石流、地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と降下火砕物、火砕流、溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

##### (3) 防災組織力の向上

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日ごろからその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

##### (4) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の防止には、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、村は、地域住民の自発的な防災組織の育成を図り、住民の自衛体制の確立を促進する。

##### (5) 噴火予知にかかわる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。村は、火山観測を進めている関係機関と随時連絡をとるとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報伝達体制を進める。

#### 2 火山災害に強い地域づくり(経済課)

火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に、生活の場でもある。村は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を

踏まえ、施設整備を進めるとともに安全を確保しやすい地域づくりを推進する。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路、港の整備に努める。

(1) 火山災害に強い地域づくり

村は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 主要交通・通信機能の強化

村及び関係機関は、火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。また、港やヘリポートからの島外避難を原則とするため各住戸から港やヘリポートまでの避難路の整備を図る。

(3) 警戒避難体制の強化・拡充(総務課)

ア 村及び関係機関は、火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区(噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区)内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行う。

イ 村及び関係機関は、地震計、ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

(4) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

諏訪之瀬島では島外避難を原則としている。このため、村及び関係機関は、火山噴火危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路、避難港、ヘリポートの整備に努めるものとする。

(5) 退避舎・退避壕の整備

村は、火山防災マップ等に基づき噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に退避舎や待避壕を整備するよう努める。

(6) 公共施設等の安全性確保

村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

### 3 基本的事項(総務課)

火山活動に関する情報や住民の対応を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 火山情報の伝達

火山で異常な現象が生じた時、人々の間で多くの情報が錯綜したり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、火山情報の内容を正しく住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

イ 災害弱者に対する避難誘導體制の整備

高齢者、障害者その他いわゆる災害弱者を速やかに避難誘導するため、村は地域住民、自主防災組織と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ウ 宿泊者に対する避難誘導體制の整備(総務課、企画観光課)

村は、釣り客等不特定多数の旅行者が利用する宿泊施設の管理者に、火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知するほか、発災時の避難誘導にかかわる計画を作成し、訓練を行なうよう指導・助言する。

**4 情報収集と連絡体制への備え(総務課)**

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と気象台の発表する火山情報とに大きく区分される。

火山情報は、火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に区分されるが、いずれも正確かつ迅速な情報の収集と伝達、連絡が重要であり、次のような常日ごろからの施設整備の充実及び体制づくりが必要である。

(1) 災害対策本部を中心とした災害情報の収集・連絡体制の確立

村は、火山の大きな噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは、直ちに災害対策本部を設置すると同時に機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集員、連絡員の指定

村は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

イ 住民からの連絡体制

村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

(3) 通信手段の確保

ア 災害に対する安全性の確保

村及びNTT等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

(ア) 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

(イ) 次の防災対策の推進

a 停電対策

b 情報通信施設の危険分散

c 通信の多ルート化

d 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策

(ウ) 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

イ 村の防災行政無線の拡充・整備

村は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機を拡充整備する。

ウ 非常通信体制の整備等

村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

エ 平常時の運用・管理

村は、災害時の情報通信手段については、非常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては次の点検を十分考慮する。

(ア) 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

(イ) 災害に強い伝送路の構築

有・無線系、地上系・衛生系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

(ウ) 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

(エ) 災害時優先電話等の効果的活用

NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

(オ) 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

(カ) 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

## 5 災害応急体制の整備関係への備え(総務課)

### (1) 職員の体制

#### ア 非常参集体制の整備及び訓練

村は、非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討し、また交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

#### イ 応急活動マニュアルの作成及び訓練

村は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

#### ア 相互応援協定の締結

村は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等(指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

#### イ 消防相互応援体制の整備

村は、消防の応援について、協定に基づき消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

#### ウ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点を確保する。

### (3) 自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行う。

このため、自衛隊への災害派遣要請に関する必要な以下の事項について整備しておく。

#### ア 連絡手続きマニュアルの作成

村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

#### イ 自衛隊との連絡体制の整備

村は地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

### (4) 防災中枢機能等の確保・充実

#### ア 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

村は、防災中枢機能を果たす施設・整備の充実、火山災害に対する安全性の確保、

総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。

#### イ 自家発電設備等の整備

村は、保有する施設・設備については代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

### 6 救助・救急、医療及び消火活動関係への備え(総務課)

村及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療・消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

#### (1) 救助・救急活動関係

村は、公用車、消防車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

#### (2) 医療活動関係(住民課)

村は、あらかじめ消防団と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### (3) 消防活動関係

##### ア 消防水利の多様化の推進

村は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、河川等を消防水利として活用する等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

##### イ 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

村は、平常時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、島内の被害想定の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

##### ウ 消防団の活性化の促進

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・整備の充実、青年層団員の参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

##### エ 林野火災への対応

熱い火山噴火物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

### 7 緊急輸送活動関係への備え(総務課)

#### (1) 輸送施設の整備

##### ア 道路の整備

村は、火山噴火による災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設としての緊急輸送道路の整備を行う。また、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行う。

## イ 港湾、漁港の整備

火山の噴火に伴い危険がさし迫った場合の島外脱出や道路の交通途絶等によって船舶に頼らざるを得なくなった場合は、災害に強い港湾施設が必要である。そこで、切石港、元浦港を避難港とし、平常時より避難用船舶が安全に停泊できる港の整備充実を図っておく。

## 8 避難収容活動関係への備え(総務課)

### (1) 避難所

#### ア 避難所の選定、指定

村は、公園、学校、公民館等公共的施設等を対象に、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を避難所に指定する。指定にあたっては、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。避難所として指定された施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つとともに屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるように設備の整備に努める。

#### イ 避難所に必要な施設、整備及び備蓄品

村は、避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### ウ 避難所の運営管理

村は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

### (2) 避難体制の準備

#### ア 地域住民の名簿及び災害弱者の掌握

村長は日ごろから地域ごとの住民の名簿を作成し、災害弱者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

#### イ 避難誘導責任者

避難誘導に当たっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導に当たる。

#### ウ 収容班長

避難所には収容班長を置き避難誘導責任者から引き継ぎ、避難所の運営管理に当たる。収容班長は当該施設の管理者を原則とし、村長があらかじめ定めた者とする。

#### エ 事前に準備すべき資料

収容班長は事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。

(3) 避難に際し住民のとりべき措置

村は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、次の内容を事前に広報し、普段から徹底を図る。

ア 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどすること。

イ 避難するときは頭巾又はヘルメット、靴(又は地下足袋等)、防塵眼鏡・マスクを着用すること。

ウ 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

エ 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。

オ 避難は人命第一とし、ペット等の動物を飼っている者については、余裕があれば避難させること。

**9 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係への備え(総務課、経済課、住民課)**

(1) 備蓄場所の体系的整備

村は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、水及び医療品等生活必需品並びに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(2) 調達物資の内容と調達量の調査

村は、下記の物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

食料	乾パン、サバイバルフーズ、アルファ化米、精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳
生活必需品	下着、毛布、作業衣、タオル、運動靴、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、マッチ、ロウソク、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ、鍋、釜、包丁

**10 施設・設備の応急・復旧活動関係への備え(経済課)**

(1) 必要とする資機材の整備

村は、所管する施設、整備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

(2) ライフラインの応急復旧体制(住民課)

村は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。ま

た、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

#### 11 被災者等への的確な情報伝達活動関係への備え(総務課)

##### (1) 情報手段の整備

村は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図る。

##### (2) 情報発信の恒常性の確保

村は、火山災害に関する情報及び被災者に対する次のような生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

ア 生活に必要なサービスや物資の提供、配布に関すること(いつ、どこで、何を、どうするか)

イ 災害状況の情報

#### 12 二次災害の防止活動関係への備え(総務課)

村は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録活用のための施策等を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

#### 13 防災訓練実施指導への備え(総務課)

##### (1) 総合防災訓練

村は、住民と一体となって災害時において応急措置を迅速確実に行えるよう、県や関係機関の協力を得て訓練を行う必要がある。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり、関係機関の参加を得て実施するよう努める。

##### (2) 地域・職場等の防災訓練

村は地域、職場、学校等が自発的に防災訓練できるよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

## 第2 住民の防災行動力の向上

村は、本計画により中之島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災活動を推進し、防災行動力の向上を図る。

### 1 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時より火山の噴火に対する備えを心がけるとともに、噴火時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害弱者及び観光客を助け、防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため村は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

## 2 防災知識の普及・訓練

### (1) 防災知識の普及

村は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し諏訪之瀬島の火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、また、噴火災害の危険性についても周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図る。なお、普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、乳幼児等災害弱者に充分配慮する。

- 家庭等での予防、安全対策
  - ・ 2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動  
様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)での対応
- 避難経路等の確認  
一次避難所、二次避難所、退避所、避難経路、集結(乗船)場所(ヘリポート、港)、島外避難所での行動等

#### ア 住民への啓発

現在の段階では諏訪之瀬島の火山の観測監視体制は十分とはいえず、住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって村は「火山現象の異変を察知した場合、直ちに支所等にその旨を伝えること」を広報紙やパンフレット等を配布し、啓発しておくものとする。また、必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

#### イ 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

村は県の協力を得て諏訪之瀬島の火山の特質を考慮して、火山防災マップ等を基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し、それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

#### ウ 防災教育

学校等教育機関においては、火山及び防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### エ 普及方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板等を活用するものとする。

#### オ 講習会等の開催

村は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

### 第3 避難の安全確保

(1) 避難集結地の徹底(総務課)

十島村の広報や標識等であらかじめ避難集結地を提示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、消防車や広報車等で知らせる。

(2) 輸送手段の確保(総務課・経済課)

ア 港湾、漁港施設の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した中之島港や漁港等の整備を行うように努めるものとする。

イ 船舶、航空機等の確保

輸送手段の確保は、おおむね次のとおりし関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう、日頃から連携を図っておく。

(ア) 県有船、村営船の活用

(イ) 漁船等の活用

(ウ) 民間船舶等の活用

(エ) 公的救助機関(船舶・航空機等)の活用

ウ 逃避先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

(3) 輸送不可能時における残留者の安全対策(住民課)

ア 残留者の確認

イ 避難施設の設置、堅牢化

ウ 食料、飲料水、生活物資等の確保

(4) 島内の避難路の安全確保(総務課)

ア 退避壕の事前設置

イ 誘導施設、指示標識の事前設置

ウ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

(5) 照明設備の整備(総務課)

夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、必要箇所に設置する。

### 第4 御岳登山における安全確保対策

(1) 村は御岳火山の危険要因について、港や登山口等に案内板を設置したり、宿泊施設において周知する等の措置を行う。

(2) 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

## 第5 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために村は県を通じて、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。(総務課)

## 第3節 災害応急対策計画

### 第1 災害発生直前の対応

#### 1 火山災害に関する情報の伝達(総務課)

##### (1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

###### ア 通報体制

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、村及び関係機関は次により情報を通報する。

## イ 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所(発見場所)については正確な情報を把握するように努める。

### (ア) 顕著な地形の変化

- a 山・がけ等の崩壊
- b 地割れ
- c 土地の隆起・沈降等
- d 海岸線の変動

### (イ) 噴気・噴煙の異常

- a 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
- b 噴気・噴煙の量の増減
- c 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常

### (ウ) 湧泉の異常

- a 新しい湧水の発見
- b 既存湧水の枯渇
- c 湧水の量・成分・臭気・濁度の異常等

### (エ) 顕著な気温の上昇

- a 地熱地帯の拡大・移動
- b 地熱による草木の立ち枯れ等
- c 動物の異常挙動

### (オ) 海水・湖沼・河川の異常

- a 水量・濁度・臭・色・温度の異常
- b 軽石・死漁の浮上
- c 泡の発生

### (カ) 有感地震の発生及び群発

### (キ) 鳴動の発生

## ウ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた**諏訪之瀬島出張所(出張員)**、村役場の職員、消防分団及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。

なお、警察官は鹿児島中央警察署に報告する。

(ア) 発生的事实(発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者)

(イ) 発生場所

(ウ) 発生による影響(住民、動植物、施設への影響)

## (2) 火山情報の種類と発表基準

福岡管区気象台と鹿児島地方気象台は共同して、次に掲げる火山情報を発表する。

なお、火山情報の発表基準の細目は、福岡管区気象台長が定める。

### ア 緊急火山情報

緊急火山情報は、火山現象による災害から住民の生命及び身体を保護するため

必要があると認める場合発表される。

イ 臨時火山情報

火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合発表される。

ウ 火山観測情報

緊急火山情報または臨時火山情報を発表した後、次に該当する場合、その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合発表される。

(ア) 緊急火山情報または臨時火山情報に含めなかったより詳細な状況を周知する必要がある場合

(イ) その後の観測、調査、情報収集等により新たに判明した状況を周知する必要がある場合

(ウ) 火山活動の継続を周知する必要がある場合

(エ) 火山活動の低下を周知する必要がある場合

(オ) 防災上の注意を喚起する必要はないが、火山活動に変化があり、観測成果等を周知したほうがよいと判断される場合

(3) 火山情報の通報及び通報先

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第21条第1項の規定に基づき、鹿児島県知事に通報する火山現象に関する情報は、緊急火山情報である。

ア 活火山法第21条第1項の規定による緊急火山情報の鹿児島県知事への通報は他の火山情報の通報に優先して行われる。

イ 前ア項に規定するもののほか、次の各号に掲げる機関に火山情報は通報される。

(ア) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に定める指定行政機関及び同条第4号に定める指定地方行政機関のうち必要と認める地方公共機関

(イ) 報道機関

(ウ) その他、福岡管区気象台長が必要と認める機関

(4) 緊急火山情報発表に関する村における措置

村長は、十島村地域防災計画の定めるところにより、通報にかかわる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、村長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

## 2 警戒区域の設定・避難勧告等(総務課)

村長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険がある場合には必要に

応じて警戒区域の設定、島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとる。

(1) 警戒区域の設定

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(2) 村の実施する避難措置

ア 避難勧告等の発令

村長は、基準に従って避難勧告を発令する。

イ その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告の実施基準以外に次の場合が予想される。

村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

(ア) 勧告・指示により早く避難する時(住民による事前避難)

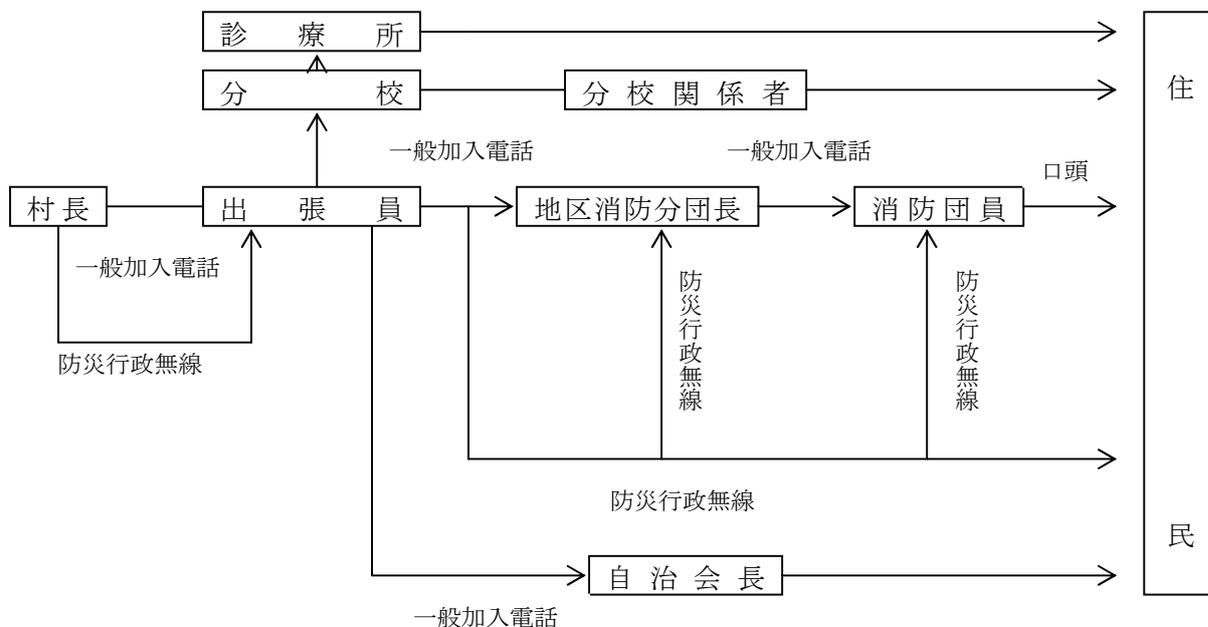
(イ) 住民等の自主判断により、避難所に集まった場合

(ウ) 避難が遅れる時

(エ) 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等による障害

(3) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。



(4) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

- ア 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- イ 広報車(消防車等)による伝達
- ウ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- エ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- オ **防災行政無線**、電話等その他の方法による伝達

(5) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
準備	-	5秒 ●- ●- ●- 休止(約15秒)	1点打 ●休止 ●休止 ●
勧告	-	5秒 5秒 5秒 ●- ●- ●- 休止(約15秒)	3点打 ●-●-●-休止 ●-●-●-
指示	赤色	約1分 ● ---- ●- 休止(約5秒)	連打 ●-●-●-●-●-●-●-

(6) 伝達する内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

(7) 報告・通報

村長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。

県知事は村長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、村長は知事に報告するいとまがない場合(通信が途絶した場合を含む)は、直接必要な機関に通報することができる。また、各機関は状況に応じて現地出張員あるいは自治会長と連絡を密にとることができる。

- ア 鹿児島地方気象台
- イ 県教育庁
- ウ 県警察本部
- エ 自衛隊
- オ 報道機関
- カ 日本赤十字社鹿児島県支部
- キ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- ク 第十管区海上保安本部
- ケ その他必要とする市町村、関係機関

## 第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。このため、村は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

### 1 被害情報の収集・連絡(総務課)

村長は、村内の被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。なお、収集・通報する被害状況は、次のとおりである。

- (1) 火山周辺の気象状況
- (2) 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- (3) 噴火後における噴石、降灰等の状況
- (4) 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- (5) 避難経路の状況
- (6) 避難準備、勧告、指示等村の措置
- (7) 災害対策本部の設置状況
- (8) 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- (9) 車両、船舶、医療救援要請に関する情報
- (10) 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

### 2 通信手段の確保

災害時の村の通信連絡システムとしては、NTTの一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）及び超小型衛星通信システム（孤立防止用無線）を効果的に運用できるように努め、関係機関等と連携を図り、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせがはまらないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

また、情報伝達手段としては、防災行政無線を活用することとする。

(1) 超小型衛星通信システム(孤立防止用無線)

災害発生時にNTT電話の通信が途絶し、その地域に対して通信不能となり孤立した場合にこれを救済し、孤立を防止するため設置するものであって、通信の内容は非常電話、緊急通信に限って疎通されることになっている。

孤立防止用無線設置状況

設 置 場 所
諏訪之瀬島出張所

### 第3 活動体制の確立

#### 1 村における活動体制

噴火等の災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「村災害対策本部」設置前の段階として、各配備区分に応じた職員配備体制の強化を図る。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止(総務課)

ア 災害対策本部(以下「本部」という。)は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

(ア) 噴火等大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

(ウ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

イ 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

ウ 本部を設置又は廃止したときは、県(消防防災課)、関係機関、住民等に対し通知公表する。

(2) 災害対策本部の組織

ア 本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は助役をもって充てる。ただし、本部長に事故あるときは、あらかじめ指名する者がその職務を代理する。

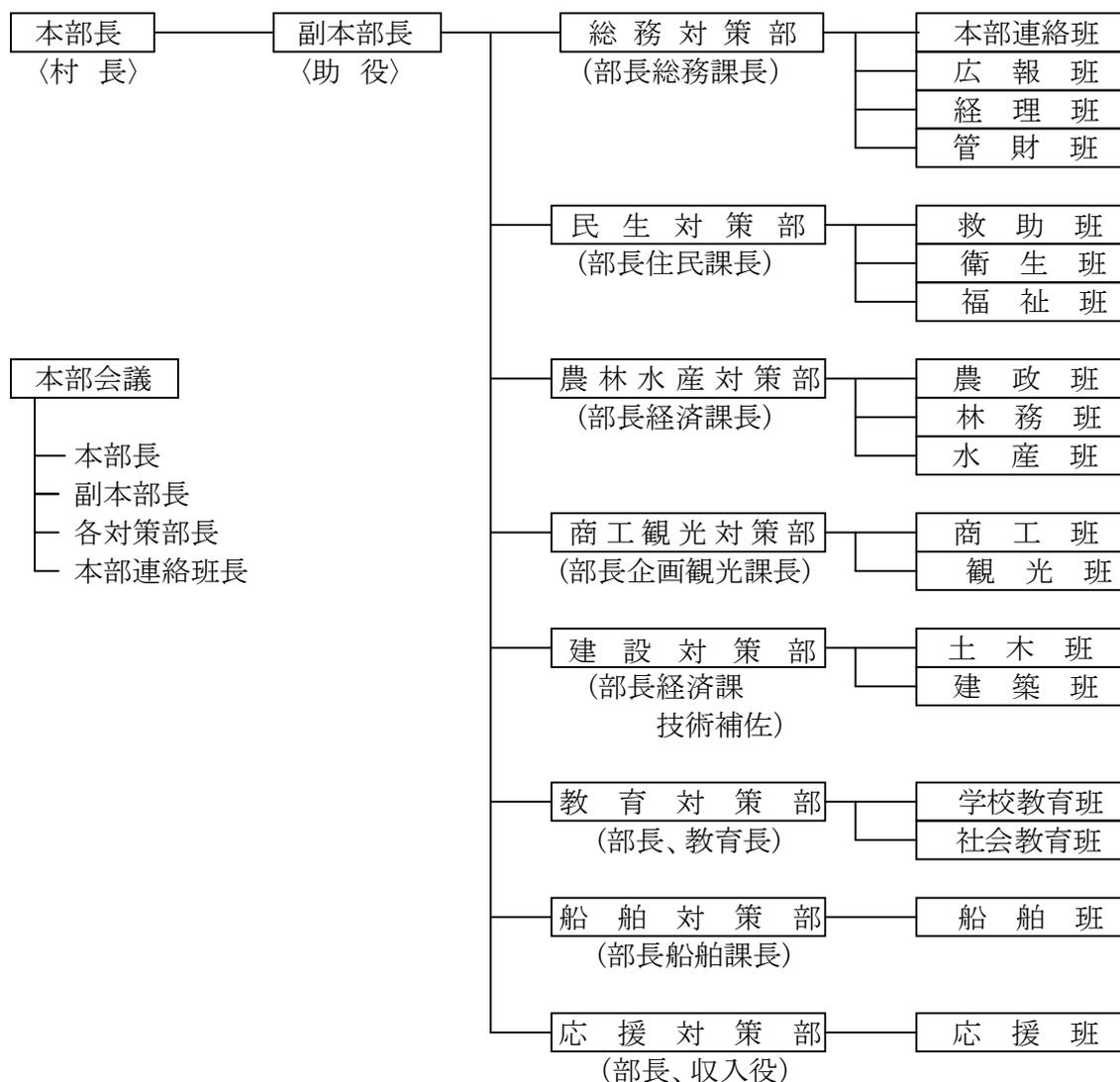
イ 本部に対策部及び対策部長を置く。

ウ 各対策部に班及び班長を置く。

エ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、各対策部長及び本部連絡班長をもって構成する。

オ 本部に災害対策要員を置き、村の職員(教育委員会を含む)をもって充てる。

## 十島村災害対策本部組織表



## 2 広域的応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 村における相互応援協力

村は、噴火等災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、あらかじめ全県的な消防広域応援協定を締結している。応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

ア 応援の内容

消火、救急、救助

イ 応援要請手順

(ア) 応援要請

村長が、他の市町村等の長に必要な部隊(消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等)の派遣を要請する。

(イ) 要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊、(種類、人員、車両)、資機材(種別、数量)などを連絡する。

ウ 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材(種別、数量)などを要請側へ連絡する。

### 3 自衛隊の災害派遣体制

大噴火に際して、被害が拡大し、村や防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

(1) 自衛隊の災害派遣(撤収)要請の方法

ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (エ) 災害に際し、通信の途絶等により村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (オ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛

隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

- (カ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続(総務課)

(ア) 災害派遣の要請者

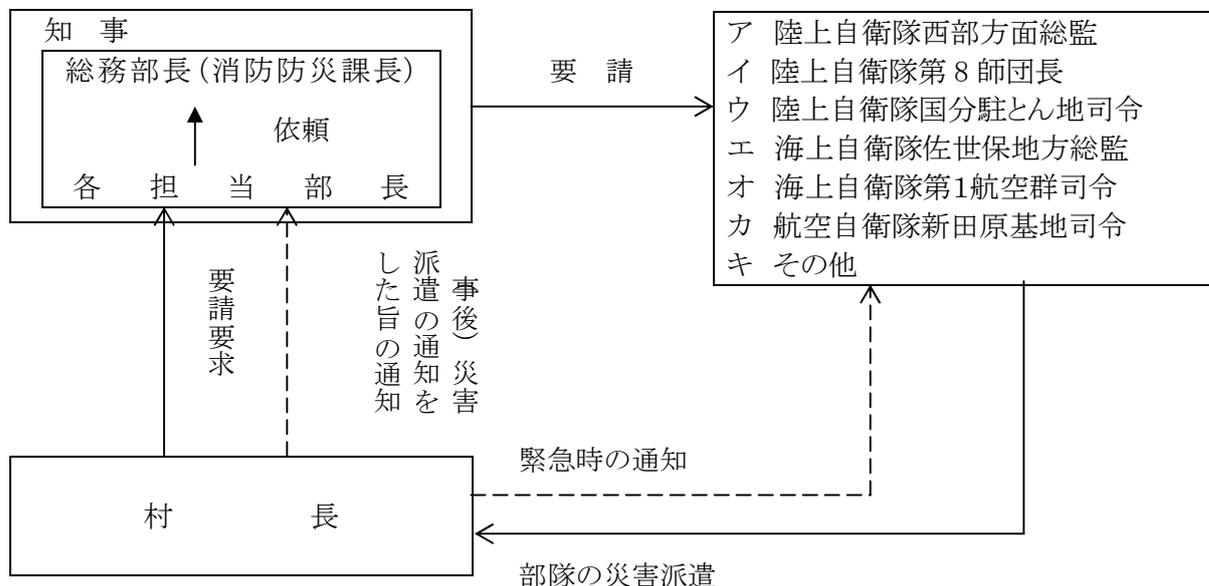
自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は村長の要望により行う。

(イ) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

自衛隊派遣要請系統



(注)キ その他は、奄美基地分遣隊、自衛隊鹿児島地方連絡部

(ウ) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

### 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東町1-1-1	096-368-5111 内線 255 又は 256	
陸上自衛隊第 8 師団司令部	第 3 部防衛班	熊本市清水町八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 214 又は 233	
陸上自衛隊第 12 普通科連隊本部	第3科	国分市福島 2 丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235 又は 237	県内
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111 内線 225	
海上自衛隊第 1 航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2222	県内
海上自衛隊奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町	0997-72-0250	県内
航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田	09833-5-1121 内線 232	
自衛隊鹿児島地方連絡部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

#### ウ 知事への災害派遣要請の要求(総務課)

##### (ア) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として村長が行う。

##### (イ) 要求手続

村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する時期
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

##### (ウ) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

##### (エ) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県総務部	消防防災課	鹿児島市鴨池新町 10番1号	099 直通 286-2256	県内
環境生活部	県民生活課		直通 286-2518	
保健福祉部	保健福祉課		直通 286-2656	
農政部	農政課		直通 286-3085	
土木部	監理用地課		直通 286-3483	
	河川課		直通 286-3586	
林務水産部	林務水産課		直通 286-3327	
商工労働部	商工政策課		直通 286-2925	
教育委員会	総務課		直通 286-5188	
出納室	会計課		直通 286-3765	
警察本部	警備課		直通 206-0110	

鹿児島県庁(代表)099-286-2111

(2) 自衛隊の災害派遣活動

区分	活動内容
被害者状況の把握	知事等から要請があったとき、又は、指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫、病中、害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の、支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来たさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する部品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 第4 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対する必要な医療活動等について、具体的な対策を講ずる。

#### (1) 救助・救急活動

救助・救急活動については、消防団・医療機関・その他関係機関との連携を図る。また、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

##### ア 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とし、搬送に際しては、県消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

(イ) 医療施設への移送は、他機関との協力体制のもとに行う。

##### [警察機関]

ア 救出地(現地)に県警救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。

イ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、医療救護班に引き継ぐか、県警ヘリコプター、舟艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。

ウ 救出活動は、村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

##### [海上保安部]

ア 沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。

イ 救出活動は、村をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

##### [自衛隊]

ア 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。

イ 救出活動は、村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

### [住民及び自主防災組織]

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

#### (2) 医療活動

医療活動については、救護班により緊急医療を実施するとともに、医療機関・その他関係機関との連携を図り、後方医療機関への後方搬送を迅速に行う。

##### ア 救護班の出動要請

村長は、必要に応じて救護班の出動を要請する。また、県を通じて関係医療機関に救護班の出動を要請する。

#### 村内救護班

救 護 班 名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
十 島 村 救 護 班	1		3	1	1	6	1 班

### [県]

#### ア 救護班の編成

救護班を次にとおり編成する。

- (ア) 国立病院の職員による救護班
- (イ) 公立・公的医療機関の職員による救護班
- (ウ) 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
- (エ) 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

#### イ 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救 護 班 名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国 立 病 院 救 護 班	1	1	4	1	1	8	5 班
公 立 ・ 公 的 病 院 救 護 班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水市立病院1、枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日 赤 救 護 班	1		3	1	1	6	8 班
県 医 師 会 救 護 班	1		2			3	52 班
県 歯 科 医 師 会 救 護 班	1		2			3	50 班

注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を構成し医療救護及び患者収容に当たる。

## 2 消火活動

本村消防団は離島7島にそれぞれ1分団(7分団)配置して消防活動を行っており、火災発生時には他市町村及び関係機関、他分団の応援が遅れることが予想される。

そのため、諏訪之瀬島で火災が発生したときは、諏訪之瀬島消防分団がただちに出動し、消防分団長の指揮のもと消火活動等を行い、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等災害状況や避難が発令された場合は避難を最優先に行う。

### (1) 消火活動

避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

### (2) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

## 第5 避難収容活動

本村の避難発令の基準や避難経路は、災害の特殊性と離島という地理的条件により、以下のとおりである。

### 1 避難活動体制(総務課)

- (1) 村長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合には必要に応じて島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

村長は、状況に応じて「登山注意」から「避難指示」までの5段階の措置の発令を行う。それぞれの規制段階は次の通りである。

規制内容別避難発令基準

規制内容	発令基準	規制区域	規制等の措置
1. 登山注意	火山現象に関連する異変を認めた、あるいは鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され、火口周辺への立入には、注意を要すると判断されたとき	火口周辺	ア. 各登山口、火口付近その他適宜の場所の掲示板等にその旨を掲示するとともに広報誌その他の方法により、登山者、住民等への周知を図る イ. 上記について関係機関、団体等に対しその周知を図る
2. 登山禁止	火山現象に関連する異変を認めた、あるいは鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され、登山は危険であると判断されたとき	火口を中心から半径2km以内	ア. 「1. 登山注意」の場合に準じ措置するとともに、周辺市町村職員、消防団長等を巡視警戒に当たらせるものとする イ. 道路管理者に対し、交通規制の措置を要請する

3. 避難準備	噴煙、有感地震等異常現象が発生、又は強雨が予想され、あるいは鹿児島地方気象台から緊急火山情報が発表され、噴火、土石流、その他による災害が発生することが予想されるとき	島内全域	ア. サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る。 イ. 防災担当者は、直ちに避難所の開設を行う。 ウ. 上記措置について関係機関に連絡するとともに島外避難の準備を行うよう指示する。
4. 避難勧告	噴火が発生、又は有感地震の続発等顕著な異常現象が発生、又は強雨が予想され、あるいは鹿児島地方気象台から緊急火山情報が発表され、噴火、土石流、その他による大災害が発生し、住民の生命財産の危険がせまってきたとき	島内全域	ア. サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る イ. 防災担当者は、住民等に対し所定の避難所に集合するよう徹底を図る ウ. 上記措置について関係機関に連絡する
5. 避難指示	噴火活動が活発になり噴火その他の大災害の発生が確実となり、住民の生命身体の危険が予見されるとき、又は噴火その他の大災害が発生したとき	島内全域	ア. サイレン、広報車及び消防団員等の巡回により規制内容の周知徹底を図る イ. 消防分団長及び避難誘導責任者は住民をまとめて島外避難への誘導を行う ウ. 残留希望者についても強く指示して避難させる

## (2) その他の避難

なお、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まったとき

(ア)火山活動状況の詳細な説明を行う。

(イ)避難継続の支援(寝具、食品等)を講じる。

イ 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等により避難が遅れるとき

集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

## [県]

県は、必要に応じて十島村及び関係各機関によって構成される「中之島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所附属火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。同連絡会議は十島村長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

## 2 避難者の誘導方法(総務課)

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

### (1) 島内における避難

#### ア 避難者の誘導方法

##### (ア) 避難者誘導に当たっての留意手順

- a 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害(がけ崩れ、地すべり、土石流等)の発生のおそれのある場所は、できるだけ避ける。
- b 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者(分団長等)を定め、できるだけ集団で避難する。
- c 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員(消防団員)を配置する。
- d 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- e 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導して誘導に努める。

#### イ 避難順位及び携帯品等の制限

##### (ア) 避難順位

- a 災弱者
- b 災害の危険性のある地区の人々

##### (イ) 携帯品の制限

- a 必要最小限の食料、日用品、医薬品とする。
- b 避難が長期にわたると考えられるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要がある。

#### ウ 避難手段

- (ア) 徒歩
- (イ) 自動車
- (ウ) 船舶

エ 避難経路及び避難所

避難経路及び避難所は次のとおりである。

**避難経路及び避難所**

一 次 避 難				二 次 避 難				避難港等
順位	避 難 経 路	交 通 経 路	一 次 避 難 所	順位	避 難 経 路	交 通 経 路	二 次 避 難 所	
1	集落— 公民館 (村道)	自動車	公民館	1	公民館— 場外離 着陸場 (村道)	自動車	場外離着 陸場	切石港 元浦港 諏訪之瀬 島場外離 着陸場
2	〃	徒歩	〃	2	〃	徒歩	〃	

オ 避難状況の把握・報告

(ア) 避難収容完了までの状況把握

(イ) 避難収容後の状況把握・報告

カ 避難準備段階における小中学校の対策

(ア) 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。

(イ) 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により村営船舶、漁船(別掲載)等だけでは対応が難しい時、第十管区海上保安部の巡視船及び近海を航行中の船舶に九州運輸局鹿児島運輸支局を通じて避難を要請する。

(イ) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(ウ) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、元浦港等からはしけによる避難を行う。

なお、その際に救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く曲がりくねっており、夜間照明が未整備のため港やヘリポート(場外

離着陸場)までの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。ただし、消防分団長が何らかの事情によりできない場合は、あらかじめ集落で定めた者とする。

エ 災害弱者への配慮

避難に当たって優先順位を配慮する。

オ 避難場所の開設

避難者を受入れる側の悪石島では収容人数を確認のうえ、施設や物置の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

(ア) 避難収容完了までの状況把握

(イ) 避難収容後の状況把握・報告

(3) 避難所

避難所は原則として第一避難所を平島、第二避難所を悪石島に設定する。

ア 避難所の開設

村長は避難をした諏訪之瀬島住民のため、県及び平島、悪石島の協力を得て下記のとおり悪石島内に避難所を設定する。

**島外避難所**

避難順位	交通手段	島外避難所
1	フェリーとしま、ななしま2、 漁船(別掲載)等	平島コミュニティセンター
2	巡視船	悪石島コミュニティセンター
3	ヘリコプター	

イ 避難所の運営管理

(ア) 情報の伝達、食料、水の配布

(イ) 清掃等については避難者自身が担当を決め、自主的になされるよう指導、示し、状況に応じて住民や自主防災組織に対し協力を求める。

(ウ) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

(エ) 避難所における生活環境に注意を払い常に良好なものとするよう努める。

(オ) 避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(カ) 避難者の健全な住生活を早期に確保するため、避難所の早期解消に努めることを基本とする

(4) 避難勧告・指示の解除

村長は、避難勧告・指示の解除にあたって諏訪之瀬島噴火災害対策連絡会議による検討結果を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。避難勧告・指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島するものとする。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

**[宿泊施設の経営者及び運営管理者]**

常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難に当たっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。また避難路や避難所等について認知しておく必要がある。ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難するものとする。

(5) 災害弱者への配慮

高齢者、幼児、病人、負傷者、心身障害者、観光客、外国人等いわゆる災害弱者の避難等については、以下の点に留意して優先して行う。

ア 避難誘導

(ア) 十島村長は、日頃ごろから災害弱者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について、事前に定めておく。

(イ) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害弱者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

イ 避難所

(ア) 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害弱者に十分配慮すること。

(イ) 特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の仮設等に努めるものとする。

(ウ) 災害弱者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

## 第6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行う。村は、各避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たって、避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資との照合を行う。

## 第7 保健衛生、防疫等に関する活動

村は、避難所を中心とした被害者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

## 第8 施設、設備の応急復旧活動

村は迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設及び二次災害を防止するための火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

### 1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。

### 2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、村は関係機関と協力し、迅速な復旧を図る。

## 第9 被災者等への情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象(異常現象)の状況
- (2) 噴火前兆現象(異常現象)に対する気象台の見解及び火山情報の内容
- (3) 避難に関する事項
  - ア 避難の必要性
  - イ 避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品
  - ウ 集結地点及び避難先、避難の場所
  - エ 交通状況(交通途絶場所等)
- (4) 火山活動の状況
  - ア 噴火地点
  - イ 噴火の状況
  - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
  - ア 被害区域
  - イ 人の被害状況

- ウ 交通施設の被害(特に道路の被害状況)
- (6) 災害対策の状況
  - ア 災害対策本部の設置状況
  - イ 移動無線局の配置状況
  - ウ 医療救護班の配置状況
  - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他必要事項

## 第10 二次災害の防止活動

村は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して砂防施設等により二次災害の防止に努める。

降雨等による二次的な土砂防災防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

## 第11 自発的支援の受入れ

### 1 ボランティアの受入れ

村は、関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 2 義援金、義援物資の受入れ

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

## 第4節 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1 復旧・復興の基本方向の決定

村は、被災の状況、火山周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いむらづくり等の中・長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 1 被害が比較的軽い場合の基本方向（関係課）

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、むらづくりを計画的に推進する。

#### 2 被害が甚大な場合の基本方向（関係課）

大規模な噴火により多量の噴出物が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な現状復旧を目指すことが困難になる。その場合災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。復旧・復興は、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2 迅速な原状復旧の進め方

災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。本村の推進計画及び事業計画については、火山災害の特殊性により以下の対策について計画的に推進する。

#### (1) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、村、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

##### ア 実施責任者(全部)

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行うものとする。

この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

#### イ 道路の降灰除去(経済課)

(ア) 道路の降灰除去については、住民が相互に情報交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

(イ) 道路管理者は、建設業者の応援に基づく障害物の除去等の応急復旧等に必要人員、資機材等の確保に努める。

#### ウ 宅地内の降灰除去(住民課)

(ア) 宅地内の降灰については住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、村長が指定する場所に集積し、村長はこれらを収集するものとする。

(イ) 村は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

#### エ 農地・山地・農作物対策(経済課)

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

#### (2) 溶岩対策(企画観光課)

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図るものとする。

#### (3) 火砕流対策(企画観光課)

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

#### (4) がれきの処理

復旧・復興を効果的に行うため、村はがれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。

### 第3 計画的復興の進め方

#### 1 復興計画の作成(企画観光課)

大規模な災害により地域が破壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整)を行う。

## 2 計画策定に当たっての理念

計画策定に当たっての理念をまとめると次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止とより快適な空間・環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した防災むらづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

## 3 防災むらづくりの基本目標

- (1) 火山災害(噴出岩塊による災害、溶岩流、泥石流、土砂流による災害等)に対する安全性の確保
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- (3) 村基盤施設(避難路、避難所、公園、河川、港など)の整備
- (4) 防災安全集落の整備
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進
- (7) 耐震性貯水槽の設置等

## 第4 被災者等の生活再建等の支援

### 1 各種支援措置の早期実施(総務課)

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援法に基づく、被災者再建支援金の支給の受付、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

### 2 税対策による被災者の負担の軽減(総務課)

村は必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

#### (1) 税の徴収猶予

ア 村長は地方税法第15条に基づき、村税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、村税の徴収猶予を行う。

イ 地方税法第20条の5の2の規定に基づく村の災害による村税の納入等の期限延長に関する関係条例により、村長は災害による被災者のうち、村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

## [県]

知事は鹿児島県税条例第14条の規定に基づき県税の納税者が法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請をすることができないとき、または納税することができないと認めるときは、3 か月以内の範囲で地域及び期日を指定し、又は納税者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請又は納付の期限の延長を行う。

### (2) 税の減免

村長は、村税の減免に関する関係条例等の規定により災害による被災者のうち村税の減免を必要と認める者に対し、村税の減免を行う。

### 3 住宅確保の支援(企画観光課)

村長は必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害村営住宅等の建設、村営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、村営住宅等空家を活用するほか、県に対し県営住宅等の活用を要請する。

### 4 広報・連絡体制の構築(企画観光課)

村長は被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的に相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

### 5 災害復興基金の設立

村長は被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的に推進する手法について検討する。

### 6 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等がある。

## 第5 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

村は、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

### 1 資金選定の指導

村長は、被災者から融資についての相談をうけたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

## 2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は災害の程度、規模によって異なるがおおむね次の種別による。

- (1) 農林漁業関係の融資
  - ア 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
  - イ 農林漁業金融公庫資金による災害資金
  - ウ 農業振興資金による経営安定資金
  - エ 災害復旧つなぎ資金
- (2) 商工業関係の資金
  - ア 国民生活金融公庫資金
  - イ 中小企業金融公庫資金
  - ウ 商工組合中央金庫資金
  - エ 鹿児島県信用保証協会の保証
- (3) 民生関係の融資
  - 生活福祉資金 災害援護資金
- (4) 住宅資金の融資
  - ア 災害復旧住宅建設補修資金
  - イ 一般個人住宅の災害特別資金
  - ウ 地すべり関連住宅資金

## 第6 継続災害への対応方針

村は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

### 1 避難対策(総務課)

村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

### 2 安全確保対策(総務課)

村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流、土石流対策等適切な安全確保を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅・仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、

土地のかさ上げ等による宅地の安全対策、道路のう回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

### **3 被災者の生活支援対策(住民課)**

村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。